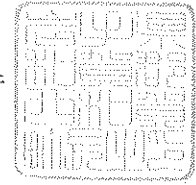


西和賀町代表監査委員
高 橋 政 芳 様

西和賀町長 細 井 洋 行



令和 2 年度定期監査報告（財産管理）に係る措置状況について

標記の件については、令和 3 年 5 月 14 日付、西総第 21051401 号にて、その対応について報告しているところでありますが、その後の検討状況等について、下記のとおり報告いたします。

記

財産台帳の整備については、現在ある総務課の財産管理システムの有効活用を図ることを前提とし、総務課において現状把握、課題の整理を行い、今後の整備方針を検討した結果、次のとおり対応することといたしました。

【現状の把握】

- 1 企画課の台帳データ件数は 13,622 件、財産管理システムの台帳データ件数は、13,592 件となっており、30 件の差異がある。
- 2 企画課のデータと財産管理システムのデータを比較すると、数値等の不一致の件数が約 4,711 件ある。内訳は、土地が 3,637 件、建物が 105 件、その他が 969 件（物品、建物付帯施設等）となっている。

【課題の整理】

- 1 現状を踏まえ、企画課のデータとの整合性が取れるように整備する必要がある。
- 2 台帳のデータ件数が、約 13,600 件とデータ量が膨大である。
- 3 資産区分の内訳が企画課のデータと比べ、財産管理システムのほうが細分化されている。企画課データは行政財産、普通財産のみの区分となっていることから、資産区分について再度の調整が必要である。
- 4 評価額、評価日、地積、登記日、前所有者等については、税務課の課税台帳と突合する必要がある。
- 5 土地の面積の増減があった日や理由、価格等の記載がないため、その部分について調査する必要がある。
- 6 企画課のデータには、建物の貸付状況、保険の有無、増減面積の記載がないため、その部分について調査する必要がある。

【今後の整備方針及び管理体制】

- 1 財産管理システムの資産区分データの再確認（見直し含む）を行う。
- 2 基準日を設定し、企画課のデータをベースとし、財産管理システムへのデータ入力を行う。
- 3 財産管理システムへのデータ入力後、税務課の課税台帳との突合を行い、データ件数等を確定させる。なお、データの確定を優先させることとし、データの付帯情報等については、後日の整理になる場合がある。
- 4 財産管理システムの財産台帳整備後の運用については、1年ごとに各課へ照会をかけて更新することとする。

※ 財産管理システムへの入力作業、確認作業については、データ件数が約 13,600 件であることから、職員がその作業に集中してあたることは、他の業務の関連もあり中々難しい状況にあると考えることから、会計年度任用職員の任用を含め、業務推進体制を整備し、台帳整備業務に努めることとする。